

## 非常勤職員に対する育児休業、部分休業及び介護休暇の適用関係

職員の種別	任用根拠		地公法 § 28の5 ①該当	任期付職員 条例 § 4③該当	育児休業		部分休業		介護休暇	
					改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
一般職非常勤職員	地公法	17条			×	○	×	○	×	○
再任用短時間勤務職員		28条の5	○		×	○	○		○	
育児短時間勤務の代替職員	育休法	18条	○		×		○		○	
一定期間内に終了することが見込まれる業務への従事等	任期付職員法 (5条)	1項	○		×	○	○		○	
住民に対するサービスの提供体制の充実		2項	○		×	○	○		○	
修学部分休業・高齢者部分休業代替		3項1号	○	○	×	×	○		○	
介護休業代替		3項2号	○	○	×	×	○		○	
育休法部分休業代替		3項3号	○	○	×	×	○		○	

注1) 「任用根拠」欄中、「地公法」は地方公務員法(昭和25年法律第261号)、「育休法」は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)、「任期付職員法」は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)を示す。

2) 「地公法 § 28の5①該当」欄は、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に該当する者に、「任期付職員条例 § 4③該当」欄は、一般職の任期付職員の採用に関する条例(例)(平成14年総行公47号)第4条第3項により任期を定めて採用された短時間勤務職員に該当する者に「○」を付したものである。

3) それぞれの適用関係は、「在職期間1年以上」等の要件を満たす必要のある非常勤職員においては、当該要件を満たすと仮定したものである。

4) 「育児休業」欄及び「部分休業」欄中「×」の下に記載する条項は、適用除外とする根拠条項である。なお、根拠条項が条例にあるものについては網掛けを行っている。